

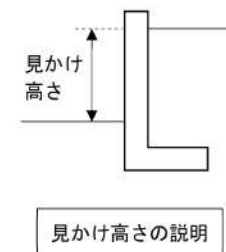
新旧対照表

旧		新																			
1P	<p>2 用語</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溪流等の範囲</td> <td>溪流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造等擁壁</td> <td>鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	溪流等の範囲	溪流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲	鉄筋コンクリート造等擁壁	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁	1P	<p>2 用語</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溪流等の範囲</td> <td>溪流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲</td> </tr> <tr> <td>擁壁</td> <td>崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設</td> </tr> <tr> <td>義務設置擁壁</td> <td>政令第8条第1項第1号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土で高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> <li>・切土で高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> <li>・盛土と切土を同時に行い高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>義務擁壁</td> <td>義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造等擁壁</td> <td>鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	溪流等の範囲	溪流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲	擁壁	崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設	義務設置擁壁	政令第8条第1項第1号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土で高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> <li>・切土で高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> <li>・盛土と切土を同時に行い高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> </ul>	義務擁壁	義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁	鉄筋コンクリート造等擁壁	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁
用語	定義																				
溪流等の範囲	溪流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲																				
鉄筋コンクリート造等擁壁	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁																				
用語	定義																				
溪流等の範囲	溪流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲																				
擁壁	崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設																				
義務設置擁壁	政令第8条第1項第1号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土で高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> <li>・切土で高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> <li>・盛土と切土を同時に行い高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁</li> </ul>																				
義務擁壁	義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁																				
鉄筋コンクリート造等擁壁	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁																				
3P	<p>(1) 周辺の宅地造成等との一体性</p> <p>周辺に一体とみなされる宅地造成等が計画又は実施されている場合は、一体の宅地造成等も踏まえた開発事業等の計画や安全性の検討をすること。</p> <p>宅地造成等の一体性については、以下を参考に判断すること。</p>	3P	<p>(1) 周辺の宅地造成等との一体性</p> <p>周辺に一体とみなされる宅地造成等が計画又は実施されている場合は、一体の宅地造成等も踏まえた開発事業等の計画や安全性の検討をすること。</p> <p>具体的な判断基準として、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には、一体の宅地造成等として行政処分の対象とする。</p> <p>ア 事業者の同一性</p> <p>同一の事業者が行う場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行う場合や、同一の工事施行者が行う場合をいう。</p> <p>イ 物理的一体性</p> <p>複数の盛土等が隣接・近接している場合などで、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化する又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼしうるおそれがある場合や、同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となる場合などをいう。</p> <p>物理的一体性については、以下を参考に判断すること。</p>																		

盛土規制法審査基準 令和8年4月1日 改訂

新旧対照表

旧		新	
22P	<p>(1) 次の事項のいずれかに該当する崖が生じる場合で、擁壁が設置されていることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p> <p>ア 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1m超の崖【崖の断面図】</p> <p>イ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2m超の崖【崖の断面図】</p> <p>ウ 盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2m超の崖【崖の断面図】</p>	23P	<p>(1) 次の事項のいずれかに該当する場合は、<b>技術的基準に適合した擁壁</b>が設置されていることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p> <p><b>ア 義務設置擁壁【崖の断面図、擁壁の構造計算書】</b></p> <p><b>イ 任意設置擁壁で、見かけ高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置する場合【崖の断面図、擁壁の構造計算書】</b></p> <p>※上記ア、イの擁壁を「義務擁壁」という。</p> <p>※豊田市においては、義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁であっても <b>イ に該当する場合は、崖の安定性を確保するため義務擁壁の設置が必要</b></p>
23P	<p>(2) 擁壁の構造（共通事項）が、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>	24P	<p>(2) <b>義務擁壁</b>の構造（共通事項）が、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>
24P	<p>(1) 擁壁の安定性について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>	25P	<p>(1) <b>義務擁壁</b>の安定性について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>
26P	<p>(2) 擁壁の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>	27P	<p>(2) <b>義務擁壁</b>の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>
28P	<p>(1) 擁壁の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>	29P	<p>(1) <b>義務擁壁</b>の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。</p>



盛土規制法審査基準 令和8年4月1日 改訂

新旧対照表

旧	新
<p>42P 1 工事主が工事を行うために必要な資力・信用 (審査基準)</p> <p>(1) 工事主が次のいずれかに該当しており、工事を行うために必要な資力を有していることが、【 】に記載する書類で確認できること。</p> <p>ア 法人の場合の資力【経理的基礎申告書(細則様式第1号)、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前期の自己資本比率が10%以上であること。</li> <li>・直前期の自己資本比率が0%以上10%未満である場合は、直近3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。)の平均額又は直前事業年度の経常利益金額等が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。</li> <li>・直前期の自己資本比率がマイナスである場合は、直近3年間の経常利益金額等の平均額が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。</li> </ul> <p>イ 個人の場合の資力【経理的基礎申告書(細則様式第1号)、資産に関する調書(細則様式第2号)、納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前期の資産額から負債額を減じて得た額が0以上で、直近3年間の所得税が完納していること。</li> </ul>	<p>43P 1 工事主が工事を行うために必要な資力・信用 (審査基準)</p> <p>(1) 工事主が次のいずれかに該当しており、工事を行うために必要な資力を有していることが、【 】に記載する書類で確認できること。</p> <p>ア 法人の場合【経理的基礎申告書(細則様式第1号)、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前期の自己資本比率が10%以上であること。</li> <li>・直前期の自己資本比率が0%以上10%未満である場合は、直近3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。)の平均額又は直前事業年度の経常利益金額等が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。</li> <li>・直前期の自己資本比率がマイナスである場合は、直近3年間の経常利益金額等の平均額が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。</li> </ul> <p>イ 個人の場合【経理的基礎申告書(細則様式第1号)、資産に関する調書(細則様式第2号)、納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前期の資産額から負債額を減じて得た額が0以上で、直近3年間の所得税が完納していること。</li> </ul> <p>ウ 営業実績が3年未満の法人の場合【経理的基礎申告書(細則様式第1号)、経営診断書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画に基づく経営診断書(中小企業診断士による診断書)により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul> <p>エ 営業実績が3年未満の個人事業主の場合【経理的基礎申告書(細則様式第1号)、資産に関する調書(細則様式第2号)、経営診断書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記ウと同じ。</li> </ul>

盛土規制法審査基準 令和8年4月1日 改訂

新旧対照表

旧	新
---	---